



2022年7月25日

各位

上場会社名 タケダ機械株式会社

代表者 代表取締役社長 竹田 雄一

(コード番号 6150)

問合せ先 取締役管理部長 鈴木 修平

(T E L 0761-58-8231)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年8月25日開催予定の第51期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が 2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を以下の とおり変更するものであります。
  - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定できるようにするための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 当社定款の軽微な条文の整備及び文言の修正を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条(商号)	第1条(商号)
当会社は、タケダ機械株式会社と称し、英文	当会社は、タケダ機械株式会社と称し、英文
名では <u>、</u> TAKEDA MACHINERY CO. , LTD.と表示	名ではTAKEDA MACHINERY CO. , LTD.と表示す
する。	る。

#### 第2条(目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 鍛圧機械、工作機械、器具の製造及び (1) 鍛圧機械、工作機械、器具の製造及び 販売
- (2) 前号(1)に関連する部品、付属品の 製造及び販売並びに仕入販売
- (3) 前号(1)(2)の修理、保守<u>、</u>検査
- (4) 前号(1)の据付
- (5) 金型の仕入販売
- (6) 機械(部品加工、組立)の受託生産
- (7) 古物売買業
- (8) 上記に附帯する一切の業務

#### 第3条 (条文省略)

### 第4条(機 関)

当会社は、株主総会及び取締役会のほか、次 の機関を置く。

- (1) 取締役
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (条文省略)

第2章 株 式

第6条~第9条 (条文省略)

第10条(株主名簿管理人)

(条文省略)

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成 並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新 株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人 に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 11 条 (条文省略)

第3章 株主総会

第12条(株主総会の招集)

当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを 招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時 これを招集する。

### 変更案

#### 第2条(目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 販売
- (2) 前号(1)に関連する部品、付属品の 製造及び販売並びに仕入販売
- (3) 前号(1)(2)の修理、保守及び検査
- 前号(1)の据付 (4)
- (5) 金型の仕入販売
- 機械(部品加工、組立)の受託生産 (6)
- (7) 古物売買業
- (8) 上記に附帯する一切の業務

第3条 (現行どおり)

#### 第4条(機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の 機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2)監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (現行どおり)

第2章 株式

第6条~第9条 (現行どおり)

第10条(株主名簿管理人)

(現行どおり)

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成 並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新 株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人 に委託し、当会社においてはこれを取り扱わな V

(現行どおり) 第 11 条

第3章 株主総会

## 第12条(株主総会の招集)

当会社の定時株主総会は毎年8月にこれを 招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これ を招集する。

第 13 条

(条文省略)

第14条(招集権者及び議長)

(条文省略)

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会に おいて予め定めた順序に従い、他の取締役が株 主総会を招集し、議長となる。

第 15 条

(条文省略)

第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示 とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書 類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を 法務省令に定めるところに従いインターネッ トを利用する方法で開示することにより、株主 に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

第 17 条 (条文省略)

第4章 取締役及び取締役会

第18条(員数)

当会社の取締役は8名以内とする。

第19条(選任方法)

(条文省略)

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないも のとする。

第20条(任期)

(条文省略)

変 更 案

第 13 条

(現行どおり)

第14条(招集権者及び議長)

(現行どおり)

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ 取締役会の定める順序に従い、他の取締役が株 主総会を招集し、議長となる。

第 15 条

(現行どおり)

(削除)

第16条(株主総会参考書類等の電子提供措置)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類等の内容である情報について、電子提 供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法 務省令で定めるものの全部又は一部について、 議決権の基準日までに書面の交付を請求した 株主に対して交付する書面に記載しないこと がで<u>きる。</u>

第17条 (現行どおり)

第4章 取締役及び取締役会

第 18 条 (員数)

当会社の取締役は、8名以内とする。

第19条(選任方法)

(現行どおり)

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第20条(任期)

(現行どおり)

#### 第21条(取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長に事故あるときは、</u> 予め取締役会の定める順位により、他の取締役 がこれに代わる。

#### (新設)

- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに 各取締役に対して発する<u>ものとする。但</u>し、緊 急の必要があるときは、この期間を短縮するこ とができる。
- 3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

### 第22条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款の ほか取締役会において定める<u>「</u>取締役会規程<u>」</u> による。

第23条(代表取締役及び役付取締役)

(条文省略)

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、 取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、 常務取締役各若干名を定めることができる。
- 第 24 条~第 25 条 (条文省略)
- 第26条(取締役の責任免除)

(条文省略)

2 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第27条(員数)

当会社の監査役は4名以内とする。

### 変 更 案

- 第21条(取締役会の招集権者及び議長<u>、招集通知</u>) 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、そ の議長となる。
  - 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ 取締役会の定める順位により、他の取締役がこ れに代わる。
  - 3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに 各取締役に対して発する。<u>ただ</u>し、緊急の必要 があるときは、この期間を短縮することができ る。
  - 4 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第22条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第23条(代表取締役及び役付取締役)

(現行どおり)

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、 取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、 常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条~第25条 (現行どおり)

第26条(取締役の責任免除)

(現行どおり)

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

第5章 監査役及び監査役会

第 27 条 (員数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第28条(選任方法)

監査役は株主総会において選任する。

2 (条文省略)

第29条(任\_期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会の終結の時でとする。

2 (条文省略)

第30条(監査役会の招集通知)

監査役の招集通知は、会日の3日前までに各 監査役に対して発する。但し、緊急の必要があ るときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 31 条~第 33 条 (条文省略)

第34条(監査役の責任免除)

(条文省略)

2 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第35条~第38条 (条文省略)

第7章 会計監査人

第 39 条

(条文省略)

第 40 条 (任 期)

(条文省略)

(新設)

変 更 案

第28条(選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

2

(現行どおり)

第29条(任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。

2 (現行どおり)

第30条(監査役会の招集通知)

監査役<u>会</u>の招集通知は、会日の3日前までに 各監査役に対して発する。<u>ただ</u>し、緊急の必要 があるときは、この期間を短縮することができ る。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第31条~第33条 (現行どおり)

第34条(監査役の責任免除)

(現行どおり)

2 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただ</u>し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

第35条~第38条 (現行どおり)

第7章 会計監査人

第 39 条

(現行どおり)

第 40 条 (任期)

(現行どおり)

(附則)

第1条 (株主総会参考書類等の電子提供措置に関する経過措置)

変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第 16 条 (株主総会参考書類等の電子提供措置) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずる。

現行定款	変更案
	2 前項にかかわらず、2023年2月末日までの日
	を株主総会の日とする株主総会については、変
	更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインタ
	ーネット開示とみなし提供)はなお効力を有す
	<u>3.</u>
	3 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総
	会の日から3か月を経過した日のいずれか遅
	<u>い日後にこれを削除する。</u>
本定款の改正は、社長が起案して、取締役会で承	本定款の改正は、社長が <u>これを</u> 起案し、取締役会
認 <u>し</u> 、株主総会の決議による。	<u>が</u> 承認 <u>の上</u> 、株主総会の決議による。

# 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2022 年 8 月 25 日(木) (予定)定款変更の効力発生日2022 年 8 月 25 日(木) (予定)